

## 日本語版への序文

私は、荒井弘毅、大久保直樹、中川晶比兒、馬場文の各先生が、私の書籍「The Antitrust Enterprise: Principle and Execution」の翻訳を企画したことを大変うれしく思う。本書は主として米国反トラスト法に関心を寄せたものであるが、ここで示されている問題と、提言されている解決策（になりえたと願っているもの）は、国際的に適用しうるものである。

今日の競争政策は、すぐれて世界規模での取組であり、法域間の首尾一貫性は、実体法原則における正しさとほぼ同じくらいに重要なものとなっている。日本は、卓越した裁判所と法律家とを備え、近年特に活性化してきた強力な反トラストの趨勢を有してきている。私は、荒井先生らがこの本が翻訳に値することを見いだしてくれて光栄である。

私は、米国の執行システムと日本のシステムとの間に、反トラスト法の実体に関して強く影響を及ぼす一つの制度的な差異があると考えている。米国では、反トラスト訴訟の90%程度は、私人による三倍額損害賠償請求訴訟である。こうした事件は一般的な管轄を持つ裁判所に提起され、裁判所は主として非専門家の判事が主宰し、事実審理に進むならば、素人の陪審により事実認定が行われる。

本書において示されている管理可能性についての懸念の大部分は、この制度的システムを念頭において書かれている。これは、事実認定および訴訟手続において、より専門化されたシステムには活用できる部分は限られているかもしれない。こうしたものが正しいのかどうか、その程度についても、私は読者に判断を委ねたい。

2009年7月

Herbert Hovenkamp

## まえがき

すべての法分野の準則は定期的に再検討されなければならない。日常的な法的ルールがその原理とのつながりを失って一人歩きしてしまうと、多大な損害が発生する。本書は、反トラスト法の効果的執行に関してロースクールおよび経済学部で行った多くの授業やセミナーでの経験を基にしたものである。教室で議論した諸君は、他のどの研究フォーラムよりも熱心に、反トラスト法の最も基本的かつ実際的な目標について明らかにするよう質問を投げかけてきた。

私が知的示唆を受けてきた人々はあまりに多すぎるため、ここに列挙することはできないが、1人だけは言及しないわけにはいかない。フィリップ・E・アリーダは、彼が1995年に早すぎる死を迎えるまで、ほぼ15年間にわたって私にとっては先達であり、共著者であった。彼はこの学問を理解し、秩序立てることを助けてくれたし、反トラストの重大な限界を認識し、反トラスト法ルールを明確に画定することも助けてくれた。彼が1970年代にDonald F. Turnerと始め、彼のライフ・ワークとなった多数の巻からなる『反トラスト法』注釈書は、いまや私にとってもライフ・ワークになっている。

アイオワ大学、そしてとりわけ私の上司であった2人の学長、N・ウィリアム・ハインズ学長およびキャロライン・ジョーンズ学長にもまた、研究に対して多くの援助をしていただいた。最後に、私は本書をわが父、バート・ホベンキャンプに、心から喜んでささげたい。

2005年

Herbert Hovenkamp